

婦人保護事業関係通知等（抜粋）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について（平成14年3月29日雇児発第0329003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）＜抜粋＞

第1 婦人保護事業の対象者の範囲

1 配偶者からの暴力被害女性の保護等については、これまでも、売春防止法に基づき、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設において取り組まれてきたところであるが、平成14年4月1日からは、配偶者暴力防止法に基づく業務として位置づけられ（配偶者暴力防止法第2章参照）、当該業務に係る費用の支弁等も配偶者暴力防止法に基づき行われる（配偶者暴力防止法第27条、第28条参照）ことから、今般、「婦人保護事業実施要領」、「婦人相談所設置要綱」及び「婦人保護施設設置要綱」の一部改正等について」（平成14年3月29日厚生労働省発雇児第0329009号厚生労働事務次官通知）により、婦人保護事業実施要領（昭和38年3月19日発社第34号厚生事務次官通知）、婦人相談所設置要綱（昭和38年3月19日発社第35号厚生事務次官通知）について、所要の改正を行った。

この結果、平成14年4月1日以降、婦人保護事業の対象となる女性の範囲は、以下のとおりであること。

ア 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者

イ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者

ウ 配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）

エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者

2 恋人からの暴力被害女性等ウに該当しない者についても、従前どおり1のエの運用において対応するなど、積極的に保護、援助に取り組まれないこと。

○婦人相談所が行う一時保護の委託について（平成 23 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 20 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）〈抜粋〉

1. 一時保護委託の対象者の範囲

次の（１）及び（２）に掲げる者について、人権、所在地の秘匿による安全の確保、自立支援等の観点からより適切な保護が見込まれる場合に、一時保護の委託が可能となること。

- （１）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）第 3 条第 4 項に基づき保護した配偶者からの暴力の被害者
- （２）売春防止法に基づく要保護女子（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成 14 年 3 月 29 日雇児発第 0329003 号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施通知」という。）の第 1 に定める対象者のうち 1 のウを除く者）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者
 - ① 「人身取引対策行動計画」に基づき保護した人身取引被害者であること。
 - ② 恋人からの暴力の被害者であること。
 - ③ 支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦であること。こと。
 - ④ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12 年法律第 81 号）第 8 条第 1 項に基づき保護したストーカー行為の被害者であること。
 - ⑤ 性暴力・性犯罪の被害者であること。
 - ⑥ 婦人相談所において定員を超えて保護を行わなければならない場合であること。

2. 一時保護委託での支援

一時保護の委託にあたっては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 3 条第 4 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成 13 年 7 月 23 日厚生労働省告示第 254 号）や実施通知を参照するとともに、次の点に留意すること。

（１）・（２） （略）

- （３）委託契約施設における一時保護については、次の点に留意して適切に対応すること。

被害者が婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合にあっては、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は、速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び委託先施設の決定（当該施設にそのまま委託することを含む。）を行い、被害者及び当該施設に伝えるものとする。

なお、このような婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に被害者が来所し、一時保護を求める場合の取扱いについては、その連絡方法や委託料に係る取扱いについて、あらかじめ委託契約に盛り込んでおくことが望ましいこと。

**○配偶者からの暴力被害者の一時保護における広域連携について（平成19年7月27日雇
児福発0727001号 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）〈抜粋〉**

（中略）今般「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せについて（連絡）」（平成19年7月18日知調二発第71号全国知事会調査第二部長通知）が別添のとおり発出され、全国知事会におけるDV被害者の一時保護における広域連携に関する申合せについて、各都道府県所管部局に周知されたところである。

当該申合せは、当職通知の趣旨に合致するものであり、DV被害者の一時保護における広域連携に関し、全国一律の取扱いを確保する上でも有意義な内容と考えている。

ついては、各都道府県においては当該申合せに沿って、広域対応が必要になるDV被害者の一時保護について、全国一律の取扱いが行われるようお願いしたい。また、貴職より婦人相談所等関係機関に情報提供願いたい。

配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せ
（婦人相談所の連携）

DV被害者が都道府県域を越え、他の都道府県の一時保護所等を利用する際、生活再建を開始するまでの間は、被害者の安全・安心を確保しつつ、被害者の秘密を守りながら情報提供を行うなど、円滑な被害者支援を目的に、婦人相談所を都道府県間の連絡・調整窓口とする。

婦人相談所は、警察、福祉事務所、教育委員会などのDV被害者を救済する関係機関と連携しながら円滑な被害者支援を図る。

（情報の共有）

送り出し側の婦人相談所は、DV被害者の状況について、受け入れ側の婦人相談所に情報提供する。

受け入れ側の婦人相談所は、可能な限りDV被害者の動向の把握に努めるとともに、必要に応じて、送り出し側の婦人相談所にその旨連絡をし、情報を共有することとする。

（他の都道府県の一時保護所等への移送）

他の都道府県の一時保護所等へのDV被害者の移送に当たっては、双方の婦人相談所が確認し、送り出し側の職員等が同行支援する。

なお、事前に双方の婦人相談所の協議により、同行支援の必要がないと判断した場合は、この限りでない。

他の都道府県の一時保護所等への移送に係る費用については、送り出し側が負担することとし、当該都道府県が調整するものとする。

（支援）

広域連携による一時保護中の面接や精神的ケア等の支援は、原則として受け入れ側の婦人相談所が行うこととする。受け入れ側の婦人相談所は、必要に応じて送り出し側の婦人相談所に対し、被害者の支援に必要な情報の収集等を要請することができるものとする。

(一時保護に係る費用負担)

婦人保護事業費のうちDV被害者の一時保護に係る費用は、受け入れ側の都道府県が負担する。ただし、送り出し側の都道府県が、一時保護委託施設と契約している場合を除く。

(その他)

各都道府県においては、管内区市町村等に対し、本申合せに係る事項の周知を図り、DV被害者支援のための協力を求めることとする。

○売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）〈抜粋〉

(婦人相談所長による報告等)

第三十六条の二 婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならない。

(参考) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第二十三条（略）

2 前項に規定する保護者であつて母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

○妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について（平成 23 年雇児総発 0727 第 1 号、雇児福発 0727 第 1 号、雇児母発 0727 第 1 号雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長連名通知）〈抜粋〉

(別紙 2)

〈各保護・支援制度の概要〉

(1) ～ (3) (略)

(4) 母子生活支援施設

配偶者のいない女性と、その監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設である。入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

妊産婦については、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は、通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができる。